

答 申

第1 審査会の結論

岡山県知事（以下「実施機関」という。）が、令和4年4月27日付け、治第90号で行った公文書非開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

- 1 審査請求人は、令和4年4月22日付けで、岡山県行政情報公開条例（平成8年岡山県条例第3号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対して、次の公文書の開示請求を行った。

令和〇年〇月〇日に岡山県治山課に合同会社〇〇の〇〇と有限会社〇〇の〇〇が訪問し協議している。その時の協議記録と訪問者の名刺（〇〇と〇〇）のコピーを開示されたい。

- 2 実施機関は、上記開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、公文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第7条第2号及び第3号に規定する情報を開示することになるため、条例第10条の規定に基づき、存否を明らかにせず開示請求を拒否する本件処分を行い、令和4年4月27日付けで審査請求人に通知した。
- 3 審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、令和4年5月12日付けで、実施機関に対して審査請求を行った。
- 4 実施機関は、条例第17条の規定により、令和4年6月29日付けで、岡山県行政不服等審査会（以下「審査会」という。）に対して、本件処分に係る審査請求について諮問した。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分では、条例の解釈を誤っていることから、非開示とした決定を取り消し、開示するとの決定を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書、反論書及び意見陳述書において主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- （1）本件処分の理由とされている条例第7条第3号には除外規定があり、同号ロには

「違法若しくは不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある支障から人の生活を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」は開示の除外対象とはしないと規定している。本件処分は、条例第7条第3号ロに相当するものとして、これを取り消し、対象となる公文書の開示を求める。対象文書が第7条第3号ロに相当することを次のとおり示す。 注)「次のとおり」は省略

(2) 非開示決定通知書には、第7条第2号の非開示情報に該当するとあるが、法人名義の名刺に記載された担当者の氏名は、第7条第3号の情報に該当する。また、仮に第7条第2号に該当すると解釈する場合であっても、第7条第2号にも除外規定があり、そのロには「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」は開示の除外対象とはしないと規定しているので、上記(1)と同様の理由で、当社の財産(損害賠償請求権)を保護するために公にすることが必要であると認められる情報である。したがって、今回の公文書の開示請求は、第7条第2号ロに相当するものとして、対象となる公文書の開示を求める。

(3) 合同会社〇〇他の民事上の違法、不法行為は次のとおりである。

注)「次のとおり」は省略

(4) ～ (6) 略

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書及び意見陳述において説明している内容は、おおむね次のとおりである。

一般的に、特定の個人及び法人が当課に相談を行った事実の有無については、当該個人及び法人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものとして及び当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるおそれはないものと認められるとして、条例第7条第2号及び第3号柱書の非開示情報に該当する。

本件の開示請求書においては、特定の個人の氏名及び法人名が示されているため、仮に開示請求の対象となった公文書が存在するとして、その存在が明らかになったときには、当該公文書の内容を非開示とした場合であっても、当該個人及び法人が過去に当課に事業活動について相談を行った事実の存在を明らかにすることとなる。また、仮に対象公文書が存在しない場合に、不存在を理由として非開示決定を行うこととすると、当該個人及び法人が事業活動について相談を行わなかったという事実を推知させることとなる。

これらにより、当該内容を含む文書が存在しているか否かを明らかにすること自体が、条例第7条第2号及び第3号の非開示情報である個人及び法人に関する情報を開示することになるため、条例第10条の規定により、公文書の存否を明らかにしないで非開示としたものである。

なお、審査請求人が該当すると主張する、条例第7条第2号のロ及び条例第7条第3号のロの規定は、特定の個人又は法人の行為がある特定の者にとって民事上の不法行為に当たるか否かの判定の義務を実施機関に課した上で、その判定を前提として当

該不法行為による法益の侵害から当該の特定の者を救済する趣旨のものとは考えていない。また、条例第7条第2号ロの「人」とは、自然人と解されるため、審査請求人（法人）は該当しない。情報公開制度は、開示請求者が誰であるかを問わず、支障のない情報を広く開示する制度であるため、特定の請求者の個別事情に関して、処分庁がただし書規定の適用を判断することは予定されていない。第3号ロの「人の生活」とは、個人の生活であり、法人の事業活動は含まないと解されている。第2号及び第3号ともに、ロの規定の適用は、特定の個人や法人の利益を超える大きな法益が対象であり、薬害のような重大な情報など、社会的公正さを欠くなどの例外的な情報に限られる。審査請求人の主張する財産的利益は、第2号及び第3号本文において保護されるべき法益を、毀損してまで守られるべき高次の利益とまではいえない。

第5 審査会の判断

1 本件対象公文書について

本件審査請求の対象となった公文書は、上記第2の1に掲げる公文書である。

2 本件対象公文書に係る条例の規定について

条例第7条は、公文書の開示義務について次のように定めている。

（公文書の開示義務）

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非開示情報」という。）が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

一 （略）

二 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画、写真若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第二項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ （略）

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ハ （略）

三 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び土地開発公社を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ (略)

ロ 違法若しくは不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある支障から人の生活を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ハ (略)

四～七 (略)

条例第10条は、公文書の存否に関する情報について次のように定めている。

(公文書の存否に関する情報)

第10条 開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

3 非開示条項該当性の具体的な検討について

本件処分は、実施機関が本件対象公文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第7条第2号及び同条第3号に規定する情報を開示することになるため、条例第10条の規定により、公文書の存否を明らかにしないで非開示決定をしたものである。

そこで、実施機関が非開示とした情報が、上記2で示した、条例で定める非開示情報に該当するか否か、及び存否を明らかにしないで非開示決定したことが適当であるかについて、具体的に検討する。なお、審査請求人は、条例第7条第2号ロ及び同条第3号ロの該当性について主張しているため、その点についても併せて検討する。

(1) 条例第7条第2号(個人情報)本文該当性について

仮に実施機関において、「協議記録と訪問者の名刺のコピー(以下「協議記録等」という。)」が存在するとした場合、当該文書には、特定の個人が識別できる状態で出席者の氏名及び発言内容が記録されることは容易に想定されるところであり、その出席者が法人を代表して行う行為に関するものを除き、条例第7条第2号本文に規定されている情報として、非開示情報に該当するものと認められる。また、訪問者の名刺が存在した場合、その氏名は特定の個人を識別することができる情報であるため、条例第7条第2号に該当するものと認められる。

(2) 条例第7条第3号(事業活動情報)本文該当性について

仮に協議記録等が存在するとした場合、当該文書には、法人等の名称及び法人等が行った活動情報が含まれることが想定される。許認可権限等に関わる部署と事業者との協議においては、一般的に、事業の準備状況やその進捗状況、または今後の事業展開等、事業内容の詳細にわたる情報が含まれることが認められるところである。これが公になれば、競合他社の対抗的事業活動等により、当該法人等の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるおそれがあるため、条例第7条第3号に該当するものと認められる。

(3) 条例第7条第2号ロ及び第3号ロ該当性について

情報公開制度は、何人も目的を問わず請求できる制度であり、条例第7条に規定する非開示理由に該当しない限り、開示することが義務づけられている。ただし、この非開示理由に該当する場合であっても、同条第2号ロ及び第3号ロに該当する場

合には、例外的に開示することが規定されている。当該規定は、請求人が誰であるかは問わず、非開示として保護されるべき利益に比べ、開示することによる公益的利益がそれに優越する場合に、広く開示することを求める規定である。

これを本件処分について考えてみると、非開示として保護されるべき利益は、個人情報及び法人情報であり、これに対し、審査請求人においては、非開示に関しての財産上の不利益等、種々の不利益に係る主張がされているところであるが、この不利益は、審査請求人にとどまるものであって、審査請求人以外の者に対しても、広く公開する必要がある公益的利益を有する情報とまではいうことはできない。

(4) 小括

上記(1)から(3)のとおり、実施機関において、仮に協議記録等が存在するとした場合、この情報は条例第7条第2号及び第3号に該当する非開示情報と認められる。

(5) 条例第10条(存否応答拒否)該当性について

通常、開示請求に対しては当該開示請求に係る公文書の存否を明らかにした上で、開示決定等をすべきであるが、条例第10条は、その例外として公文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否することができる場合を定めたものである。

本件開示請求は、特定の者が岡山県治山課を訪問し協議していることを明示した上での協議記録等の開示を求めるものであることからすると、本件対象公文書の存否を答えるだけで、当該訪問及び協議の存否を明らかにすることと同様の結果を生じさせることになる。したがって、本件対象公文書の存否を答えることは、上記(4)で判断したとおり、条例第7条第2号及び同条第3号に規定する非開示情報を開示することとなることから本件対象公文書の存否を明らかにしないで、本件開示請求を拒否すべきものであると認められる。

4 結論

以上により、実施機関が行った本件対象公文書の存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否した本件処分は、妥当であると認められることから、「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

第6 審査会の経緯等

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和4年 6 月 2 9 日	実施機関から諮問を受けた。
令和4年 1 1 月 2 8 日 (審査会第1回)	事案の審議を行った。
令和4年 1 2 月 2 3 日 (審査会第2回)	実施機関の意見陳述の聴取を行った。
令和5年 1 月 2 6 日 (審査会第3回)	事案の審議を行った。
令和5年 3 月 2 2 日 (審査会第4回)	事案の審議を行った。
令和6年 2 月 1 9 日	実施機関に対し答申を行った。

岡山県行政不服等審査会委員名簿

氏 名	職 名	備 考
会 長 南 川 和 宣	岡山大学大学院 法務研究科教授	第一部会部会長
会長職務代理者 森 智 幸	弁護士	
荒 井 佐和子	川崎医療福祉大学 医療福祉学部准教授	第一部会委員
岩 崎 香 子	弁護士	第一部会委員
木 下 和 朗	岡山大学大学院 法務研究科教授	
豊 田 ひとみ	前日本赤十字社岡山県支部 事務局長	
中 富 公 一	広島修道大学 法学部教授	
福 田 伸 子	元岡山県職員	第一部会委員

※ 本件事案については、第一部会において審議を行った。